

# 青森県報

第二千四百九十号

平成十七年  
六月十五日  
(水曜日)

## 目 次

### 規 則

不動産取得税減免条例施行規則の一部を改正する規則…………… (税 務 課) …… 一

### 告 示

臨時の職業訓練の施行…………… (労 政 ・ 能 力 開 発 課) …… 一

漁業災害補償法による加入区の設定の一部改正…………… (団 体 経 営 改 善 課) …… 二

保安林の指定…………… (林 政 課) …… 二

### 公 告

特定非営利活動促進法第十条第一項の規定による公告…………… (県 民 生 活 政 策 課) …… 三

土地改良区の定款変更の認可…………… (農 村 整 備 課) …… 三

土地改良事業計画変更の認可…………… ( 同 ) …… 三

出先機関…………… ( 同 ) …… 三

土地改良事業の工事の完了…………… (東 地 方 農 林 水 産 事 務 所) …… 三

建設工事の請負契約に係る一般競争入札…………… (上 北 地 方 農 林 水 産 事 務 所) …… 四

青森県農業大学校専攻科の学生募集…………… (農 業 大 学 校) …… 七

労働委員会…………… ( 同 ) …… 七

あつせん員候補者の氏名等…………… (事 務 局) …… 七

## 規 則

不動産取得税減免条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年六月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

### 青森県規則第八十二号

不動産取得税減免条例施行規則の一部を改正する規則

不動産取得税減免条例施行規則（平成十年十月青森県規則第九十五号）の一部を次のように改正する。

第五号様式中「**破産手続開始**」を「**破産手続開始**」に改める。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 告 示

### 青森県告示第五百十八号

青森県職業能力開発校及び障害者職業能力開発校条例（昭和三十九年四月青森県条例第三十九号）第二条の二第一項の規定により、次のとおり臨時の職業訓練を施行するので、同条第三項の規定により告示する。

平成十七年六月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県立八戸工科学院	青森県立青森高等技術専門学校	青森県立弘前高等技術専門学校	青森県立八戸工科学院	青森県立青森高等技術専門学校	青森県立弘前高等技術専門学校	青森県立八戸工科学院	青森県立青森高等技術専門学校	青森県立弘前高等技術専門学校	青森県立八戸工科学院
	・普通職業訓練 ・短期職業訓練								
			障害者の雇用促進等に関する法律第二十九条第一項に規定する障害者であつて、公共職業安定所に求職申込みを行い、公共職業安定所長が職業訓練の受講のあつた者						
				実践能力習得訓練コース	OAシステム科	OAシステム科	Webクリエーター科	ビジネスコンピュータ養成科	
				三月	三月	五月	五月	五月	
				五人	一五人	一〇人	一〇人	一〇人	

青森県告示第五百十九号

昭和五十年九月六日青森県告示第六百六十六号（漁業災害補償法による加入区の設定）の一部を次のように改正する。

平成十七年六月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

市川区域	1 専らほつき貝けた網漁業を営む漁業
市川漁業協同組合の地区	2 小型定置漁業
	3 1及び2に掲げる漁業以外の漁業

二の表市川区域の項を削る。

三の表百石町区域の項を次のように改める。

百石町区域	1 専らほつき貝けた網漁業を営む漁業
百石町漁業協同組合の地区	2 小型定置漁業
	3 1及び2に掲げる漁業以外の漁業

三の表百石町区域の項を削る。

青森県告示第五百二十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、次のとおり森林を保安林として指定するので、同法第三十三条第六項において準用する同条第一項の規定により告示する。

平成十七年六月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 保安林の所在場所  
下北郡東通村大字尻尻字安部二〇・二一・二五・三六の二・三六の三・三六の六（以上六筆について次の図に示す部分に限る。）
  - 二 保安林指定の目的  
土砂の流出の防備
  - 三 指定施業要件
    - (一) 立木の伐採の方法
      - 1 主伐は、択伐による。
      - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を青森県農林水産部林政課及び東通村役場に備え置いて縦覧に供する。）



特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による設立認証の申請があつたので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成十七年六月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあつた年月日

平成十七年六月三日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人弘前こどもコミュニティ・ビーブル

三 代表者の氏名

中畑 信子

四 主たる事務所の所在地

弘前市大字一番町五 正阿弥ビル三階

五 定款に記載された目的

この法人は、子どもや子どもに関わる個人、諸団体に対して、地域の子ども達の健全な育成と子育てに悩む親のための子育て支援として、日常的なつながりによる親子揃つての居場所を提供し、人と人とのふれあいによる子育て支援をおこない、子どもの育ちを喜びあえる地域社会の構築に貢献することを目的とする。

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、白山溜池土地改良区の定款の変更を平成十七年六月七日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成十七年六月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

土地改良事業計画変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第一項の規定により、白

山溜池土地改良区に係る次の土地改良事業の計画の変更を平成十七年六月七日認可したので、同条第十一項の規定により公告する。

平成十七年六月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

事業名 維持管理

出 先 機 関

土地改良事業の工事の完了

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第一百三十一条の規定により、次の事業を行う者から、次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があつたので、同条第二項の規定により公告する。

平成十七年六月十五日

東地方農林水産事務所長 原 口 健 二

土地改良事業の名称	事業を行う者	工事完了年月日
十六年災農業用施設災害復旧事業 一〇一	青森市	平成二七・三・七
〃 一〇二	〃	〃
〃 一〇三	〃	〃
〃 一〇四	〃	〃
十六年災農地災害復旧事業 二一	平内町	二七・三・二五
〃 二二	〃	〃

十六年災農業用施設災害復旧事業	二一〇一	浪岡町	一七・三・一六
"	二一〇二	"	"
"	二一〇三	"	"
"	二一〇四	"	"
"	二一〇五	"	"
"	二一〇六	"	"
"	二一〇七	"	"
"	二一〇八	"	"
"	四一〇一	今別町	一七・三・一四
"	五一〇一	蓬田村	一七・三・一五
"	五一〇二	"	一七・三・一三
"	二四一〇一	浪岡町	一七・三・一六

建設工事の請負契約に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号。以下「政令」という。)第百六十七条の六の規定により公告する。

平成十七年六月十五日

上北地方農林水産事務所長 小山田 久

一 競争入札に付する事項

- 1 工事番号 上農水(整工)第三号
- 2 工事名 指改第五十三号工事

3 工事場所 左岸(十和田市大字滝沢地内)  
右岸(三戸郡新郷村大字戸来地内)

4 工種 土木一式工事  
5 工期 平成二十二年三月二十五日まで

6 工事の概要  
ダム工事

- (一) 基礎掘削工 九八、一〇〇立方メートル
  - (二) グラウト工 八、一〇〇メートル
  - (三) 築堤工 六四七、三〇〇立方メートル
  - (四) 洪水吐コンクリート工 二四、〇〇〇立方メートル
- 7 予定価格(消費税及び地方消費税を含む) 六十二億七千九百万円

二 競争入札に参加する者に必要な資格  
次の各号に該当することについて、あらかじめ、三に定めるところにより審査を受けた共同企業体であること。

- 1 共同施工方式(甲型共同企業体)の特定共同企業体であること。
- 2 政令第百六十七条の四第一項に規定する者に該当しないこと。
- 3 青森県財務規則(昭和三十九年三月青森県規則第十号。以下「財務規則」という。)第百二十八条の規定による一般競争入札に参加できない者でないこと。
- 4 各構成員が青森県建設工事の競争入札に参加する者の資格等に関する規則(平成二年三月青森県規則第十八号)第五条第一項の規定により一般競争入札に参加する資格があると認定された者であること。
- 5 土木一式工事の公益法人に係る改革を推進するための国土交通省関係法律(平成十五年法律第九十六号)第二条の規定による改正前の建設業法第二十七条の二十三第一項の規定による経営に関する客観的事項の審査の結果の直近年度の総合評点又は建設業法第二十七条の二十九第一項に規定する直近年度の総合評定値が、共同企業体の代表者にあつては、二五〇点以上、その他の者にあつては九三〇点以上であること。
- 6 過去十年間に代表者が同種の建設工事(工事種別ロックフィルダム工事)の施工実績(下請負人としてのものを除く。)を有する者であること。ただし、共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率二〇パーセント以上の場合に限る。
- 7 各構成員が次に掲げる主任技術者又は監理技術者を専任で配置できること。  
(一) 一級相当の国家資格者を有する者であること。

(二) 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証を有する者であること。

8 構成員が当該入札に係る他の共同企業体の構成員を兼ねていないこと。

9 各構成員の出資比率が、百分の二十五以上であること。

10 代表者の建設工事の施工能力が構成員の中で最も大きいと認められること。

11 代表者の出資比率が構成員の出資比率の中で最大であること。

12 構成員の数が三であること。

13 構成員が一般競争入札参加資格審査申請書の提出の日から、開札のときまでの間に、知事の指名停止の措置を受けていないこと。

三 資格の審査

入札に参加しようとする者(以下「入札参加希望者」という。)は、あらかじめ、二に定める資格を有することについて、次に従い、一般競争入札参加資格審査申請書(以下「申請書」という。)により、審査を受けなければならない。

1 提出期限 平成十七年七月八日(持参に限る。)

2 提出部数等 一部

表に住所及び商号又は名称を記載し、切手八十円分を貼付した返信用封筒(長形三号)を一通添付すること。

3 提出場所 十和田市西二番町一〇の二一 上北地方農林水産事務所

4 その他

(一) 申請書の内容については、別途意見を聴取することがある。

(二) 資格の審査結果については、申請者に対して、別に通知する。

(三) 二に定める資格を認められなかった者(共同企業体の方法による場合は、代表者)は、(二)の通知を受けた日から七日(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日(以下「休日」という。)を除く。)(以内に、書面をもって、その理由の説明を求めることができ。

(四) 提出した申請書の差替えは、原則として認めない。

四 入札説明書の交付及び設計図書の縦覧

1 入札説明書の交付

(一) 期間 平成十七年六月二十日から同年七月六日まで(日曜日、土曜日及び休日を除く。)(の午前九時から午後四時まで)

(二) 場所 十和田市西二番町一〇の二一 上北地方農林水産事務所

(三) 交付の方法 入札説明書の交付を希望する者は、(一)の期間内に上北地方農

林水産事務所総務室分室経理担当に直接申し込むこと。

2 設計図書の縦覧

(一) 期間 平成十七年六月二十日から同年八月三日まで(日曜日、土曜日及び休日を除く。)(の午前九時から午後四時まで)

(二) 場所 十和田市西二番町一〇の二一 上北地方農林水産事務所

(三) 貸与等 入札参加希望者は、(一)の期間内に五日を限度として設計図書の貸与を受けることができる。

3 その他

入札説明書及び設計図書に対して質問がある場合は、平成十七年七月十五日までに、書面により上北地方農林水産事務所に提出すること。

五 現場説明 なし

六 入札及び開札

1 日時 平成十七年八月四日 午後一時三十分

2 場所 十和田市西十二番町二〇の二一 青森県十和田合同庁舎 二階会議室

3 その他 郵便による入札を希望する場合は、入札書に一般競争入札参加資格審査結果通知書の写しを同封の上、配達証明付書留郵便により平成十七年八月三日午後四時までに上北地方農林水産事務所に到着するよう郵送すること。

七 入札執行回数

原則として一回を限度とする。

八 入札保証金及び契約保証金

1 入札保証金 免除する。

2 契約保証金

(一) 契約金額の十分の一以上の金額を納付するものとする。ただし、次の一に該当するときは、その納付を免除するものとする。

(1) 契約者が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

(2) 契約者から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結したとき。

(3) 契約保証金に代え、次に掲げる有価証券を提供したとき。

ア 国債又は地方債

イ 政府の保証のある債権

ウ 金融機関が振り出し又は支払い保証をした小切手

工 資金運用部資金法（昭和二十六年法律第百号）第七条第一項第九号に規定する債券

才 銀行若しくは知事が確実と認めた金融機関の保証又は保証事業会社の保証

(一) にかかわらず、青森県低入札価格調査制度運用マニュアル（平成十三年十月一日付け青監第八百八十八号）による調査を受けた者との契約については、契約金額の十分の三以上の契約保証金を納付させ、又は当該契約保証金の納付に代わる担保を提供させるものとする。ただし、契約金額の十分の三以上に相当する額について、(一)の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、その納付を免除する。

九 契約の締結

1 落札決定の日から七日以内に仮契約を締結し、議会の議決があったときに本契約を締結することとする。

2 落札の決定後、当該入札に付する工事に係る請負契約の締結までの間において、当該落札者が二に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合には、当該請負契約を締結しないことがある。

十 落札者の決定の方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者に決定する。ただし、当該価格によっては契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるとき、又は当該者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがあるとき、又は当該者と契約を締結することが、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち、最低の価格をもって申込みをした者を落札者として申込みをした他の者のうち、最低の価格をもって申込みをした者がある。

十一 入札条件

1 財務規則に定める入札者心得書を遵守すること。

2 入札に参加する者が一名のときは、入札を行わないこととする。

十二 入札書記載金額等

1 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の五に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札書の余白に備考として、次のように記載すること。

備考 入札額は、この入札書に記載した金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）である。

十三 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

2 入札の無効 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、申請書に虚偽の事実の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

3 交渉の有無 無

4 契約書作成の要否 要

5 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により、締結する予定の有無 無

6 一般競争入札参加資格の認定を受けていない者の参加 青森県建設工事の競争入札に参加する者の資格等に関する規則第五条第一項の規定による一般競争入札に参加する資格があることの認定を受けていない者も申請書を提出することができるが、入札に参加するためには、開札のときにおいて、二に定める資格を有していなければならない。

7 配置予定技術者等の確認 落札者決定後、財団法人日本建設情報総合センターが提供する工事実績情報システム（CORINS）等により配置予定の主任技術者又は監理技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。

8 その他 詳細は入札説明書による。

十四 調達担当部局及び所在地

1 名称 上北地方農林水産事務所 総務室分室

2 住所 十和田市西二番町一〇〇二一（電話番号 〇一七六 二三 五二四五）

SUMMARY

1 Subject matter of the contract : Construction work of the number 53 of Sashikai construction.

2 Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification : 5:00P.M. July.8.2005

3 Time-limit for the submission of tenders : 1:30P.M. August.4.2005

(tenders submitted by mail : 4:00P.M. August.3.2005)

4 Contact point for tender documentation : General Affairs Section, Kamikita Agriculture, Forestry, and Fisheries Office, Department of Agriculture, Forestry, and Fisheries, Aomori Prefectural Government, 10-21, Nishi 2 bancho, Towada-shi, Aomori 034-0082, JAPAN TEL 0176-23-5245

青森県農業大学校告示第一号

平成十八年度青森県農業大学校専攻科の学生を次のとおり募集するので、青森県農業大学校規則（昭和三十九年九月青森県規則第八十三号）第八条第三項の規定により公示する。

平成十七年六月十五日

青森県農業大学校長 山 内 彌 彦

一 修業期間

二 募集人員

若干名

三 受験資格

1 青森県農業大学校普通科若しくは学校教育法による短期大学において農業に関する正規の課程を修めて卒業した者又は平成十八年三月三十一日までに卒業見込みの者

2 右記と同等以上の学力を有すると知事が認めたる者

四 試験の実施

1 試験期日 平成十七年十一月十日（木）

2 試験場所 黒石市境松一丁目一の一 青森県農業大学校

3 試験科目

(一) 筆記試験（農業一般・英語・小論文）

(二) 面接試験

五 受験手続

1 提出書類

(一) 入校願書（本校所定のもの、写真貼付）

(二) 最終出身学校の卒業証明書又は卒業見込証明書

(三) 最終出身学校の成績証明書

(四) 医師が作成した健康診断書（出願前一年以内のもの）

(五) 受験票（本校所定のもの、写真貼付）

2 受付期間

平成十七年十月十一日（火）から同月二十一日（金）まで

3 提出先

黒石市境松一丁目一の一 青森県農業大学校

六 合格者の発表

平成十七年十一月十七日（木）

七 その他

1 青森県個人情報保護条例第十八条第一項の規定に基づき、本人又はその法定代理人は、入校試験結果について、次のとおり、口頭により開示を請求することができる。（本人又は法定代理人であることを証明する書類を持参すること。）

(一) 開示する個人情報、科目別得点及び総合得点とする。

(二) 開示期間は、合格発表の日から起算して一か月以内とする。

(三) 開示場所は、青森県農業大学校事務室とする。

2 この募集について不明な点がある時は、青森県農業大学校教務課（電話〇一七二五二 四三二五）に問い合わせること。

労働委員会

あつせん員候補者の氏名等

労働関係調整法施行令（昭和二十一年勅令第四百七十八号）第四条及び労働委員会規則（昭和二十四年中央労働委員会規則第一号）第六十八条第一項の規定により、あつせん員候補者を次のとおり公示する。

平成十七年六月十五日

青森県労働委員会会長 石 田 恒 久

氏名	職 業
石田 恒久	青森県労働委員会委員 弁護士
大澤 一實	青森県労働委員会委員 弁護士
成田 宏子	青森県労働委員会委員 (学)青森山田学園青森山田中学校事務長
赤城 国臣	青森県労働委員会委員 弘前大学人文学部教授
今 喜典	青森県労働委員会委員 青森公立大学経営経済学部教授
佐々木 範夫	青森県労働委員会委員 日本労働組合総連合会青森県連合会副会長
栗本 章吉	青森県労働委員会委員 日本基幹産業労働組合連合会青森県本部副委員長
外崎 祐一	青森県労働委員会委員 全国交通運輸労働組合総連合会青森県支部執行委員長
一戸 富美雄	青森県労働委員会委員 東北電力労働組合青森県本部委員長
上野 パティ	青森県労働委員会委員 UIゼンセン同盟オールサンデーユニオン中央執行副書記長
村田 剛一	青森県労働委員会委員 三ツ和食品(株)取締役副社長
笹森 悦朗	青森県労働委員会委員 ジャパンツアーステムみちのく(株)監査役
北村 真夕美	青森県労働委員会委員 (株)青森経営研究所代表取締役社長
前田 清敏	青森県労働委員会委員 前田電子(株)代表取締役会長
佐藤 正勝	青森県労働委員会委員 (社)青森県経営者協会専務理事
山谷 清人	青森県労働委員会事務局長
齊藤 喜丈	青森県労働委員会事務局審査調整課長

(発行所・発行人)  
青森市長島二丁目一番一号  
青 森 県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町二丁目番七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭